

大空町都市計画の概要

1. 都市計画とは？

- 都市計画は、まちづくりの基本的な構想に基づき、土地利用、都市施設、面的整備などの計画を総合的・一体的に定めるもの。この計画に基づき、まちづくりを規制・誘導するとともに、整備事業を実施し、住みよいまちづくりをつくりあげていくこと。
- 都市計画法に基づいて決定するまちづくりのためのルール。
 - 「まちづくりのルール」を定めることによって、暮らしやすい秩序ある都市を作ることを目指し、そこに住む皆さんが安心して暮らすことができるようにすること。
 - 住民の皆さんが健康で文化的な生活を送り、都市のいろいろな機能が確保できるよう、適正な制限を行うことで土地の合理的な利用を目指すもの。
- ※都市計画法・・・都市計画の内容、決定手続、都市計画制限、都市計画事業などについて定めている。また、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の制度をはじめとして、基本的な土地利用規制について定めている法律であり、他の土地関係法令とも密接な関連を有している。

2. 大空町都市計画区域指定等の状況

平成 7 年	都市計画区域指定、決定(女満別町) 都市計画マスタープラン策定(女満別町)
平成 23 年	大空町都市計画マスタープランの見直し①、策定
令和 3 年	大空町都市計画マスタープランの見直し②、策定

3. 大空町都市計画マスタープランの策定までの流れ(参考：令和 2～3 年)

令和 2 年 7 月	アンケート調査
令和 3 年 2 月	大空町都市計画審議会 諮問
6 月	大空町都市計画審議会 答申
7 月	パブリックコメント実施
9 月	大空町議会議決 策定

4. 大空町都市計画マスタープランの内容について

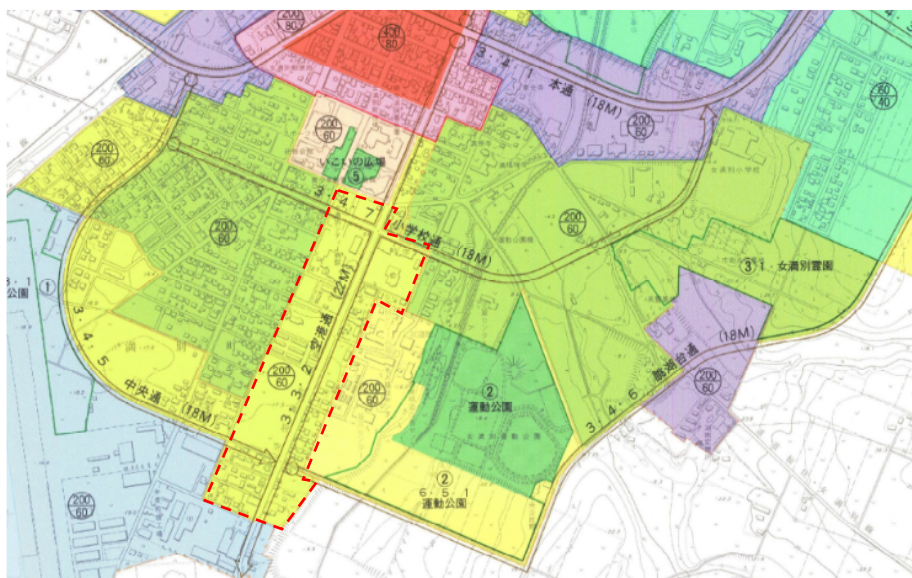
別冊「大空町都市計画マスタープラン 令和3年度版」参照

- ・都市計画マスタープランについて(p. 1～3)
- ・大空町の現況・・・都市計画区域(p. 16) 用途地域(p. 17～18)
都市施設(p. 20～23)
- ・上位計画・関連計画(p. 42) ・都市(まち)づくりの課題(p. 57)

見直しのポイント

【土地利用】 地域別構想(女満別地区) p 84

・女満別空港線沿道の用途地域見直し検討(沿道サービス施設等の立地誘導について)
→北海道横断自動車道網走線延伸や女満別空港民営化などの今後の動向を見据え、女満別空港線沿道のエリアについて、現状より規模の大きな店舗などを建設可能にすることを目的としています。



【都市施設】

① 北海道横断自動車道網走線延伸に備えたインターチェンジ線の検討

→文言の追加。 全体構想 p 73

② 都市計画道路の長期未着手部分の検討。

→現状の計画に記載がない項目であり、課題点にも挙がっている。また北海道が策定の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と整合を図る。 p 85

【都市防災】 全体構想 p 77

・「大空町強靱化計画」「大空町地域防災計画」関連

→アンケートより、防災に関して高い関心があった事項。全国的な想定外の災害多発を踏まえ、内容を追加。